○駐在所家族報償費取扱要綱の制定について(通達甲)

平成28年３月17日
会計発第57号
改正　令和２年３月26日会計発第83号
令和３年10月20日会計発第246号
令和７年３月14日会計発第47号
(地域)
部長及び参事官
所属長
10年保存(口訓)

駐在所家族報償費の取扱いについては、「駐在所家族報償費取扱要綱の制定について(例規)」(平成16年８月18日会計発第154号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年６月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、駐在所家族報償費の支給手続等に関し別添のとおり「駐在所家族報償費取扱要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

駐在所家族報償費取扱要綱

第１　駐在所家族報償費の目的

駐在所に勤務する警察官のうち、当該駐在所又は当該駐在所と同一敷地内にある宿舎に居住する警察官(以下「駐在所勤務員」という。)と同居するその家族(以下「同居家族」という。)は、事務所と一体となった家屋に居住することとなり、駐在所勤務員が治安維持のための所外活動等により不在となる場合は、当該駐在所の業務に関し、昼夜を問わず、地域住民との接触はもとより、各種事件又は事故に伴う緊急措置、諸願届への対応、庁舎管理等の様々な援助を行っている。その援助の多くは、警察業務として断ることのできない種類のものであること及びその業務の発生が予測できないものであることから、同居家族の家庭生活を大きく制約している実情にある。このような事情を考慮し、同居家族の労に報いるために、受給者として認定した同居家族に対し謝金を支給するものである。

第２　支給対象となる要件及び受給者

１　支給対象となる要件

駐在所家族報償費(以下「報償費」という。)の支給対象となる者は、原則として次のいずれにも該当する者(複数人存在する場合にあっては、その主たる１人)とする。

(1)　駐在所勤務員と同居する配偶者(内縁関係を含む。)又は配偶者以外の同居家族(成人に限る。)であること。

(2)　無職であって、警察業務の援助に専念することができる者であること。

(3)　直接的かつ継続的に警察業務への援助を行う者であること。

2　受給者

１の要件に該当する者のうち、署長が申請を受け、報償費を支給する対象として認定したものを受給者とする。

第３　受給者の認定及び認定解除

1　駐在所勤務員は、同居家族が第２の２の受給者(以下「受給者」という。)として認定を受けようとするときは、速やかに署長に認定の申請を行うものとする。

また、受給者の認定を受けようとする同居家族を新たに有することとなった場合も、同様とする。

2　駐在所勤務員は、受給者が第２の１の要件に該当しなくなった場合は、速やかに署長に認定解除の届出を行うものとする。

3　署長は、１の申請又は２の届出を受けた場合は、内容を確認の上、受給者の認定又は認定解除を行うものとする。

第４　受給者の認定の取消し

署長は、別居その他の理由により、受給者を継続して認定しておくことが適切でないと認めたときは、第３の２の規定にかかわらず、当該受給者の認定を取り消すものとする。

第５　報償費の額

報償費は、月の初日から末日までの一の月において、受給者が駐在所に在所(受給者が駐在所又は駐在所と同一敷地内にある宿舎に居住の上、各種事件又は事故に伴う緊急措置、諸願届への対応その他の警察業務の援助に専念できる状態で生活することをいう。以下同じ。)した日数(以下「在所日数」という。)に基づき支給するものとし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

1　在所日数が16日以上の場合　月額71,000円

2　在所日数が８日以上16日未満の場合　月額35,500円

3　在所日数が８日未満の場合　月額０円

第６　在所日数等の計上の判断基準

1　受給者が、駐在所の活動の補助となる地域住民との交流(運動会、一斉清掃等をいう。)、県警察が実施する警察業務の援助に関する研修会等のため

駐在所外で活動した場合は、当該活動のために要した時間は在所した時間として計上する。

2　外泊した日又は外出による不在、病気療養その他の理由により受給者が在所しない時間が１日のうち連続して６時間以上あった日は、在所日数として計上しない。

第７　報償費の額の決定に係る手続

1　受給者は、前月分の在所日数について、第６の在所日数等の計上の判断基準に基づき別に定める報告書を作成し、提出期限として指定された日までに、駐在所勤務員を経由して署の地域課長(地域課長に事故がある場合は、地域係長。以下同じ。)に報告するものとする。ただし、受給者又は駐在所勤務員に特別な事情が生じ、当該提出期限までに報告できない場合は、当該特別な事情がやんだ後速やかに報告するものとする。

2　署の地域課長は、１の報告を受けた場合は、その確認結果に受給者からの報告書を添えて、速やかに署長に報告するものとする。

3　署長は、２の報告を受けた場合は、内容を確認の上、第５の規定により報償費の額を決定するものとする。

第８　報償費の支給

1　署長は、第７の３により決定した報償費の額を、受給者が当該報償費に係る在所を行った日の属する月の翌月に、受給者に支給するものとする。

2　署長は、第７の１ただし書の場合において、受給者が当該報償費に係る在所を行った日の属する月の翌月に報償費を支給できなかったときは、１の規定にかかわらず、支給の月を繰り下げて支給することができるものとする。

第９　人事異動に伴う措置

人事異動により、月の中途において駐在所勤務員の配置換があった場合の在所日数は、配置換前及び配置換後の在所日数を合計するものとする。

第10　報償費の返還

署長は、虚偽又は錯誤の報告による報償費の受給を認めたときは、受給者に当該報償費の返還を求めるものとする。

第11　その他

この通達甲に定めるもののほか、報償費の支給に関し必要な事項は、別に定める。